

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

(あて先) 京都府知事		〒			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押）			
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32		乙訓環境衛生組合 管理者 河原崎 電話 075 - 957			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	一般廃棄物処理業				
該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成18年4月～平成20年3月				
基本方針	電気使用量の削減及び公共交通機関の利用による燃料使用量の削減に積極的に取り組み、0.8%の温室効果ガス排出量の削減を目指す。				
推進体制	事務局長を代表者として設置している「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」策定に伴う検討会を主体として、本組合における排出量の削減に向けた取組・点検・評価体制を確立する。				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	18～19	事務部門	庁舎内冷房の適正化及び軽装の励行や休憩時間の消灯等による節電に取組み、電力使用量の削減により、温室効果ガス排出量を0.8%削減する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	
	A 事業所等排出区分	t	t	%	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	31,454 t	31,453 t	0.0 %	
	排出合計	*1 31,454 t	*2 31,453 t	0.0 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等 （二酸化炭素換算（t））			
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
		削減量等合計		*3	t
差引排出量 (排出合計－削減等合計)		*1 31,454 t	(*2)-(*3) 31,453 t	削減率（計画） 0.0 %	
特記事項	本組合の平成17年度実績における温室効果ガス排出量は、CO2換算値で約31,454トンであるが、そのうち約95%は、一般廃棄物焼却によるものであり、本組合のみでの取組により全体の排出量を削減することは困難な状況にある。よって、本組合では、一般廃棄物処理を除く事務部門を対象として、温室効果ガスの削減に取り組む。本組合の事務部門から排出される温室効果ガスの排出量は、CO2換算値で平成13年度と比較すると、平成17年度実績では、9.2%の削減を達成している。本計画では、平成19年度末までに、平成13年度を基準として10%の削減を達成することを目標とするため、平成17年度を基準として約0.8%の削減達成に向けて取り組む。 なお、廃棄物処理量についても、現在、構成市町との協働により「ごみ処理基本計画」の策定に取り組んでおり、平成19年度以降については、廃棄物処理量の減量も検討可能となる。				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。